

# V 生活衛生



# 1 動物管理

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生予防や、まん延防止、撲滅を目指し、公衆衛生の向上や公共の福祉の増進を図るため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施している。

そのほか、動物の適正な飼育と動物愛護の普及・啓発のための広報や講習会を実施し、不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術費用の一部補助事業や、新たな飼い主を探す支援、「飼い主のいない猫」対策を実施している。また、逸走又は負傷した犬等を収容し飼い主が判明した場合に返還している。

## (1) 犬登録と狂犬病予防

狂犬病の発生予防のため、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事務を行っている。

犬登録及び注射済票交付数 (表 1-1)

年度	年度末犬登録数	注射済票交付数
2020	24,815	18,537
2021	25,061	19,067
2022	24,855	19,039

## (2) 動物愛護と適正飼育の普及啓発

### ア 飼育動物に関する要望・相談

飼育動物に関する要望・相談を受け付け、当該動物等の飼育者等に対して適正飼育の指導を行っている。

要望・相談件数 (表 1-2)

年度		2020	2021	2022	
動物による事故	犬	14	24	15	
	その他	-	-	-	
要望・相談件数	犬	放浪	21	12	16
		拾得	7	4	9
		負傷	5	1	4
		放し飼い	9	9	15
		汚物・汚水	22	19	19
		悪臭	1	1	-
		鳴き声	55	41	31
		その他	115	73	86
	猫	拾得	4	4	9
		負傷	30	10	19
		汚物・汚水	30	12	9
		悪臭	4	-	3
		鳴き声	4	-	-
		その他	107	66	103
その他	51	31	47		

#### イ 犬と楽しく暮らすための基礎講座

新規に犬登録をされた方や飼う予定の方を対象に、犬の飼育にあたって基礎的な知識を習得できるように講習会を開催している。

犬と楽しく暮らすための基礎講座実施回数及び参加延人数（表 1-3）

年度	実施回数	参加延人数
2020	1	27
2021	2	15
<b>2022</b>	<b>3</b>	<b>33</b>

#### ウ 動物愛護週間セミナー

毎年9月20日から26日までが動物愛護週間と定められている。この期間を目安に、市民の方々へ動物愛護関連のセミナーを実施し、動物愛護の気風を広げている。

動物愛護週間セミナー実施回数及び参加延人数（表 1-4）

年度	実施回数	参加延人数
2021	1	27
<b>2022</b>	<b>1</b>	<b>6</b>

※当該セミナーは2021年度からの取り組み

#### エ 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助

不幸な命を生み出さないために飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する経費の一部補助を行っている。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助件数（表 1-5）

年度	飼い主のいない猫	
	オス	メス
2020	159	210
2021	146	169
<b>2022</b>	<b>168</b>	<b>172</b>

### オ 飼い主のいない猫との共生モデル地区

飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域社会への迷惑等を防止するとともに、市民の動物愛護の意識を高めるため、町内会・自治会等を基礎とした団体をモデル団体として指定し、団体が実施した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対し補助を行っている。

飼い主のいない猫共生モデル地区数（表 1-6）

年度	年度末地区数
2020	30
2021	35
2022	36

### （3）動物の保護と管理

#### 保護・収容頭数

飼い主のもとから逃げ出した犬や負傷又は病気により動けなくなっている犬・猫等を収容している。

保護・収容頭数（表 1-7）

年度	捕獲 収容	引き取り		負傷		返還	
		犬	猫	犬	猫	犬	猫
2020	1	7	8	1	12	6	-
2021	5	4	11	2	6	9	1
2022	5	12	28	-	14	12	1

## 2 環境衛生

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、プールなど市民の身近な施設、水道施設及び特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可、確認等を行う事業である。また、立入検査や理化学検査により施設の維持管理向上、レジオネラ症など感染症の発生予防など公衆衛生の向上を図っている。このほか、生活環境問題対策として、ねずみ・衛生害虫防除や室内環境の相談業務等を行っている。

### (1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-1)

業種	営業施設数	許可・確認届出件数	廃止件数	監視指導件数
2020	4,426	68	75	188
2021	4,411	68	83	190
<b>2022</b>	<b>4,415</b>	<b>80</b>	<b>76</b>	<b>235</b>
理容所	178	7	9	9
美容所	622	50	21	61
クリーニング所	172	4	10	6
公衆浴場	25	-	1	39
旅館業	32	-	1	24
興行場	14	-	-	13
プール	16	-	1	30
水道施設	448	4	8	11
小規模貯水槽水道等	1,206	4	13	12
温泉利用施設	5	1	-	2
墓地等	1,558	5	11	25
特定建築物	122	2	1	3
住宅宿泊事業	17	3	-	-

その他環境衛生関係施設数及び事務処理・監視指導件数(表 2-2)

	施設数	届出件数	廃止件数	調査指導件数
2020	342	8	5	18
2021	342	7	7	2
<b>2022</b>	<b>339</b>	<b>-</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
コインランドリー	37	-	-	3
コインシャワー	-	-	-	-
飲用井戸等	302	-	3	-

## (2) レジオネラ症発生予防対策

四類感染症のレジオネラ症は、国内各地の浴場施設で死亡事故が発生したことにより社会問題となっている。市では公衆浴場法施行条例、旅館業法施行条例及びプールの衛生管理等に関する条例にレジオネラ症防止対策に関する項目を規定し、予防対策に取り組んでいる。

施設の水質を良好に維持し細菌の増殖を抑制し、レジオネラ症発生の予防を図るために、公衆浴場等の施設へ定期的に立入り水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出された場合は、レジオネラ属菌数に応じて改善指導を行っている。また、レジオネラ属菌の繁殖場所を特定するため循環系統等での原因究明のための調査などを行い、改善措置後に再検査を実施し不検出を確認している。2022年度は、公衆浴場、旅館業の入浴施設及びプール運営施設の水質検査を実施し、全施設で、レジオネラ属菌不検出であることを確認した。

## (3) 環境衛生関係施設の理化学検査等

プールや浴場の水質などについて行政検査として理化学検査を行っている。検査の結果、法令基準に適合しなかった施設に対しては、原因究明及び改善指導を行い改善を確認している。

公衆浴場の水質検査結果(表 2-3)

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)					
					適合	不適合	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	大腸菌群	レジオネラ属菌	残留塩素	照度
普通	2	2	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-
その他	12	9	3	67	60	7	-	-	2	-	6	-
					基準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	10CFU/100mL未満	0.4mg/L以上	20lux以上

興行場の空気検査結果(表 2-4)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	延べ検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉塵量	照度
8	8	-	8	8	-	-	-	-	-
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	(注)

(注) 場内において映写中または演技中は0.2lux以上、休憩中は20lux以上

プールの水質の検査結果（表 2-5）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査箇所数	検査数中		項目別不適数(延数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス	レジオネラ属菌
14	8	6	46	34	12	-	-	5	1	3	-	5	-	-
				基準		5.8以上～8.6以下	2度以下	12mg/L以下	検出され ない こと	200CFU/1mL以下	100lux以上	0.4mg/L以上	0.15%以下	10CFU/100mL未満

生活衛生関係営業施設・水道関係施設等の相談処理件数（表 2-6）

総数	生活衛生関係営業施設	特定建築物	墓地等	水道関係施設	その他
681	213	38	222	49	159

（注）生活衛生課関係営業施設とは、美容所、理容所、クリーニング所、公衆浴場、ホテル・旅館等、興行場、遊泳用プール等である。

（４）生活環境問題に関する対応

衛生害虫防除や室内環境等に関する相談に対し、正確な情報提供等により健康で快適な居住環境の実現を支援している。

衛生害虫・室内環境等の相談処理件数（表 2-7）

総数	ねずみ・衛生害虫等					その他
	ねずみ類	刺咬昆虫 (ハチ等)	吸血昆虫 (蚊・シラミ類 等)	ダニ類	その他 衛生害虫等	
462	167	201	11	8	55	20



### (5) 飲用に供する井戸等の水質検査

市内の地下水の水質実態を把握するため、飲用に供する井戸の水質検査を実施している。2022年度は、10施設の水道法水質基準全項目（消毒副生成物、臭気原因物質を除く）と、放射性セシウム（<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Cs）の検査を実施した。その結果、2施設（20%）が水質基準に不適合であり、結果に応じて煮沸による消毒後の飲用等の指導を行った（表2-8）。なお、放射性セシウム（<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Cs）が検出された施設は無かった。

水質検査不適項目（表2-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適数(延数)		
			一般細菌	その化合物 鉄及び	その化合物 マンガ及び
10	8	2	1	1	1
検査施設数に対する基準超過率【%】			10.0	10.0	10.0
基準値			100個/mL 以下	0.3mg/L 以下	0.05mg/L 以下

### 3 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食を原因とする衛生上の危害の発生防止を目的としている。市民や業界団体の意見を参考に町田市食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業許可に関する手続、施設の監視指導、食品の収去検査、衛生講習会等を行っている。また、食中毒が疑われた場合には、関係施設、患者及び原因物質を調査し、食中毒と断定されれば改善指導など被害の拡大及び再発防止のために必要な措置をとっている。このほか、住民等から寄せられた苦情に対しては、必要に応じて営業施設等に立ち入り、原因を調査して改善の指導を行っている。

#### (1) 営業施設数及び監視件数

##### ア 改正前食品衛生法に規定する営業 (表 3-1)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2020	5,146	494	535	500	2,844	
2021	3,318	75	66	1,903	973	
<b>2022</b>	<b>2,609</b>	-	-	<b>709</b>	<b>1,099</b>	
飲食店営業	旅館・ホテル	15	-	-	7	11
	バー・キャバレー	150	-	-	36	35
	一般飲食店	1,160	-	-	330	439
	民生食堂	-	-	-	-	-
	すし屋	37	-	-	12	24
	そば屋	43	-	-	15	17
	仕出し屋	20	-	-	7	13
	弁当屋	101	-	-	30	56
	そう菜店	158	-	-	41	86
	コンビニエンスストア等	-	-	-	-	-
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	8	-	-	1	3
	許可ある集団給食	152	-	-	31	57
	自動車	86	-	-	29	21
	自動販売機	2	-	-	-	-
	天ぷら船	-	-	-	-	-
小計	1,932	-	-	539	762	
喫茶店営業	店舗	43	-	-	7	10
	自動販売機	37	-	-	13	9
	自動車	3	-	-	3	2
	小計	83	-	-	23	21
菓子製造業	パン製造業	70	-	-	19	36
	生菓子製造業	41	-	-	16	27
	その他の菓子製造業	202	-	-	38	73
	移動	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-
	自動車	29	-	-	10	9
	小計	342	-	-	83	145

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
あん類製造業	-	-	-	-	-	
アイスクリーム類製造業	45	-	-	8	18	
乳処理業	1	-	-	-	6	
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	-	-	
乳製品製造業	2	-	-	1	4	
集乳業	-	-	-	-	-	
乳類販売業	専業	-	-	-	-	
	ショーケース売り	-	-	-	-	
	自動販売機	-	-	-	-	
	自動車	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
食肉処理業	7	-	-	1	3	
食肉販売業	一般	70	-	-	15	47
	包装	-	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	70	-	-	15	47
食肉製品製造業	3	-	-	1	5	
魚介類販売業	一般	59	-	-	17	46
	包装	-	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-	-
	小計	59	-	-	17	46
魚介類せり売業	-	-	-	-	-	
魚肉ねり製品製造業	2	-	-	-	1	
冷蔵業 冷凍・食品の	冷凍業	-	-	-	-	
	冷蔵業	1	-	-	2	
	小計	1	-	-	2	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	
清涼飲料水製造業	2	-	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	
	(自動販売機)	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
氷雪販売業	-	-	-	-	-	
製造業 脂食用油	動物性油脂	-	-	-	-	
	植物性油脂	1	-	-	1	
	小計	1	-	-	1	
マーガリン又は ショートニング製造業	-	-	-	-	-	
みそ製造業	3	-	-	-	-	
醤油製造業	1	-	-	-	-	
ソース類製造業	1	-	-	-	-	
酒類製造業	-	-	-	-	-	
豆腐製造業	9	-	-	3	13	
納豆製造業	-	-	-	-	-	
めん類製造業	5	-	-	2	2	
そうざい製造業	40	-	-	15	24	
缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-	-	-	-	
添加物製造業	-	-	-	-	-	

イ 食品製造業等取締条例に規定する営業 (表 3-2)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
		新規	更新		
2020	600	43	49	47	291
2021	-	2	-	602	42
2022	-	-	-	-	-
行商	弁当等人力販売業	-	-	-	-
	菓子	-	-	※	-
	豆腐及びその加工品	-	-	※	-
	ゆでめん類	-	-	※	-
	アイスクリーム類	-	-	※	-
	魚介類及びその加工品	-	-	※	-
	小計	-	-	-	-
つけ物製造業	-	-	-	-	-
製菓材料等製造業	-	-	-	-	-
粉末食品製造業	-	-	-	-	-
そう菜半製品等製造業	-	-	-	-	-
調味料等製造業	-	-	-	-	-
魚介類加工業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食料品等販売業	一般	-	-	-	-
	包装	-	-	-	-
	包装(一時販売)	-	-	-	-
	自動販売機	-	-	-	-
	自動車	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	※	-	-

※更新制度なし

ウ 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設 (表 3-3)

	施設数	報告件数	廃止件数	監視件数
2020	227	4	7	46
2021	-	2	229	76
<b>2022</b>	-	-	-	-
学校・幼稚園	-	-	-	-
病院・診療所	-	-	-	-
工場・事業所	-	-	-	-
児童福祉施設	-	-	-	-
社会福祉施設	-	-	-	-
ボランティア給食	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
給食(届出以外)	-	-	-	-

エ 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業 (改正前食品衛生法許可等施設) (表 3-4)

	施設数	新規	廃止	監視件数
2020	109	11	8	93
2021	91	4	22	28
<b>2022</b>	<b>11</b>	-	<b>80</b>	<b>15</b>
ふぐ取扱所	11	-	2	15
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	78	-

オ 町田市食品衛生法施行細則に規定する営業等 (表 3-5)

		施設数	報告件数	廃業件数	監視件数	
2020		5,874	-	-	2,183	
2021		-	-	5,874	241	
2022		-	-	-	-	
食品製造業 許可を要しない	製粉・精米・精麦業	-	-	-	-	
	つけ物製造業	-	-	-	-	
	その他の食品製造業	一般食品	-	-	-	-
		乳肉食品	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	
食品販売業 許可を要しない	魚介類加工品販売業	-	-	-	-	
	乳製品販売業	-	-	-	-	
	アイスクリーム類販売業	-	-	-	-	
	野菜果物販売業	-	-	-	-	
	菓子(パンを含む)販売業	-	-	-	-	
	主食販売業	-	-	-	-	
	酒類・調味料販売業	-	-	-	-	
	その他の食品販売業	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
・おもちゃ 食器具容器包装	食器具容器包装製造業	-	-	-	-	
	食器具容器包装販売業	-	-	-	-	
	おもちゃ製造業	-	-	-	-	
	おもちゃ販売業	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	
添加物製造業		-	-	-	-	
添加物販売業		-	-	-	-	
乳さく取業		-	-	-	-	

※施設数は東京都から引き継いだ数から報告実績で更新したもの

※監視件数は営業施設監視件数から類推したもの

カ 改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業 (表 3-6)

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数	
		新規	更新			
2020	-	-	-	-	-	
2021	632	642	-	10	742	
<b>2022</b>	<b>1,314</b>	<b>717</b>	<b>-</b>	<b>35</b>	<b>987</b>	
飲食店営業	一般飲食店	858	449	-	30	596
	集団給食	55	31	-	2	34
	自動車	148	95	-	1	114
	簡易	3	2	-	-	2
	移動	1	-	-	-	-
	臨時	28	28	-	-	57
	天ぷら船	-	-	-	-	-
	屋形船	-	-	-	-	-
	小計	1,093	605	-	33	803

	施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
		新規	更新		
調理機能を有する自動販売機	6	4	-	1	8
食肉販売業	27	15	-	-	18
魚介類販売業	25	15	-	-	19
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	一般	1	1	-	1
	自動車	-	-	-	-
	小計	1	1	-	1
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	97	43	-	-	68
アイスクリーム類製造業	2	1	-	-	3
乳製品製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	-
食肉製品製造業	3	1	-	-	3
水産製品製造業	1	1	-	-	2
冰雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	-	-	-	2
酒類製造業	1	1	-	-	1
豆腐製造業	5	3	-	-	6
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	7	4	-	-	11
そうざい製造業	32	21	-	1	35
複合型そうざい製造業	2	2	-	-	5
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	4	-	-	-	2
密封包装食品製造業	1	-	-	-	-
食品の小分け業	4	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-



キ 改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等 (表 3-7)

		施設数	届出件数	廃業件数	監視件数	
2020		-	-	-	-	
2021		1,648	2,254	606	313	
<b>2022</b>		<b>1,796</b>	<b>274</b>	<b>126</b>	<b>329</b>	
営業届出業種	旧許可業種であった 営業	魚介類販売業(包装)	74	1	17	15
		食肉販売業(包装)	84	4	17	19
		乳類販売業	304	4	31	41
		氷雪販売業	2	-	-	-
		コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	134	15	1	2
		小計	598	24	66	77
	販売業	弁当販売業	45	7	2	8
		野菜果物販売業	50	14	1	10
		米穀類販売業	19	1	-	1
		通信販売・訪問販売	6	2	-	3
		コンビニエンスストア	145	20	11	38
		百貨店、総合スーパー	112	11	1	28
		自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋 内設置)及び営業許可の対象となる 自動販売機を除く。)	102	13	8	1
		その他食料・飲料販売業	427	129	28	100
		小計	906	197	51	189
	製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が 定められた添加物の製造を除く。)	1	1	-	1
		いわゆる健康食品の製造・加工業	1	-	-	-
		コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	24	8	-	3
		農産保存食料品製造・加工業	3	-	-	1
		調味料製造・加工業	6	2	-	2
糖類製造・加工業		1	1	-	-	
精穀・製粉業		8	-	-	-	
製茶業		5	3	-	3	
海藻製造・加工業		-	-	-	-	
卵選別包装業		3	-	-	-	
その他食料品製造・加工業		34	13	4	14	
小計	86	28	4	24		

		施設数	届出件数	廃業件数	監視件数	
営業届出業種	上記以外のもの	行商	8	3	-	1
		集団給食施設	187	21	5	37
		器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	2	-	-	-
		露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1	-	-	-
		その他	7	-	-	-
		小計	205	24	5	38
公衆衛生に与える影響が少ない営業		1	1	-	1	

ク 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業（改正後食品衛生法許可等施設）（表 3-8）

	施設数	新規	廃止	監視件数
2020	-	-	-	-
2021	11	11	-	1
<b>2022</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>3</b>
ふぐ取扱所	5	3	-	3
ふぐ加工製品取扱施設	-	-	9	-

ケ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業（表 3-9）

	食鳥処理場施設数	監視数
2020	-	-
2021	-	-
<b>2022</b>	-	-

## (2) 食品・器具等の検査

### ア 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められた食品、東京都において措置基準の設けられている食品等を収去し検査を行っている。

細菌検査は、細菌数、大腸菌群、サルモネラ、黄色ブドウ球菌、大腸菌、腸管出血性大腸菌 O157 等の検査を行っている。また、化学検査は、保存料、甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物やアレルギー物質の検査を行っている。なお、2022 年度の検査は公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所に依頼した。なお、「否」とは食品衛生法違反である。

食品別収去検査成績 (表 3-10)

		検体数	細菌検査		化学検査	
			適	否	適	否
2020		75	51	-	24	-
2021		87	54	-	33	-
<b>2022</b>		<b>89</b>	<b>58</b>	<b>-</b>	<b>31</b>	<b>-</b>
魚介類等	魚介類	2	2	-	-	-
	魚介類加工品	-	-	-	-	-
冷凍食品		-	-	-	-	-
肉・卵類及びその加工品		-	-	-	-	-
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	6	3	-	3	-
	乳製品	6	3	-	3	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品	6	4	-	2	-
	野菜類・果物及びその加工品	5	5	-	-	-
菓子類		6	3	-	3	-
飲料 ・氷雪 ・水	清涼飲料水	-	-	-	-	-
	酒精飲料	-	-	-	-	-
	氷雪	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-
その他 の食品	缶詰・びん詰	-	-	-	-	-
	調味料	2	1	-	1	-
	そうざい類及びその半製品	50	31	-	19	-
	上記以外の食品 (弁当・調理パン等)	6	6	-	-	-
添加物		-	-	-	-	-
器具・容器包装・おもちゃ		-	-	-	-	-

## イ 簡易検査

従業員の手指、調理器具、食品等について、現場等で大腸菌群、黄色ぶどう球菌、腸炎ビブリオ等の簡易検査を行っている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出されたものである。

簡易検査成績 (表 3-11)

	検査数	内訳(判定結果)	
		良	不良
2020	1,495	1,203	292
2021	1,519	1,240	279
<b>2022</b>	<b>1,530</b>	<b>1,175</b>	<b>355</b>

## (3) 食中毒発生状況

食中毒発生状況 (表 3-12)

総数			内訳				
2020	2021	2022	発生日	原因施設	原因食品	病原物質	患者数/喫食者数
3	-	1	6月3日	飲食店	施設が提供した魚介類の刺身	アニサキス	1/2

## (4) 食中毒関連調査

市外の施設が原因施設と強く疑われる場合の食中毒疑い発生時に、他の自治体からの依頼により、市民等に対する食中毒調査を行っている。

食中毒関連調査件数 (表 3-13)

	事件数	調査人数	調査施設数	検査検体数
2020	17	11	12	5
2021	17	11	14	4
<b>2022</b>	<b>31</b>	<b>20</b>	<b>23</b>	<b>12</b>

## (5) 苦情・相談対応

苦情・相談受付件数 (表 3-14)

	苦情対応	相談対応	
		電話処理	窓口処理
2020	27	14,270	4,467
2021	16	16,476	5,158
<b>2022</b>	<b>12</b>	<b>12,374</b>	<b>2,431</b>

(6) 講習会等実施状況

食品取扱従事者等に対して衛生知識向上のための食品衛生実務講習会を実施している。また、市民に対しても、講習会、街頭相談等を実施し、正しい食品衛生知識の普及に努めている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会は集合形式だけでなく書面（ホームページでの資料閲覧又は資料送付）、オンライン形式でも開催した。

講習会等実施状況 (表 3-15)

	食品取扱従事者等向け講習会		市民向け講習会		衛生展・街頭相談	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2020	6	266	-	-	-	-
2021	3	61※	1	20※	-	-
2022	5	297※	-	-	1	282

※ 把握できた人数のみを計上

(7) 調理師・製菓衛生師免許申請受付

調理師法、製菓衛生師法に基づく免許の各種手続きを東京都知事からの委任を受け行っている。

調理師・製菓衛生師免許申請受付件数 (表 3-16)

	2020	2021	2022	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除	返納
調理師	134	137	126	103	8	8	6	-	1
製菓衛生師	10	17	18	16	1	1	-	-	-

